

総務課	室長	タッフ	担当者	年 月 日
-----	----	-----	-----	-------------

熱海土木から、平成15年度防災工事の計画書が提出されたので、承認する。
 報告が求められておりました。

熱土第
平成15年月日

静岡県熱海土木事務所長 印

都市計画法第81条第1項の規定に基づく命令に係る防災工事について

貴社から提出された、下記の命令に基づく防災工事承認申請について、下記の条件を附して承認します。

記

1 命令内容等

文書番号等	命令の対象となった区域	命令内容
平成15年2月21日付け 熱土第72-2.1号	熱海市伊豆山 字嶽ヶ 字水立	熱海市伊豆山字嶽ヶ 字水立 [REDACTED] における開発行為を直ちに停止し、建築行為を行わないこと。 また、当該土地の区域外への土砂の流出を防止する措置の計画書を、平成15年3月10日までに熱海土木事務所に提出し、同事務所の承認を受けた上で当該措置を実施すること。
平成15年2月28日付け 熱土第72-2.2号	熱海市伊豆山 字嶽ヶ 字水立	平成14年12月26日付け熱土第62-2号で許可した開発行為を直ちに停止すること。 また、土砂の流出の防止等、工事停止中の現場保全・安全対策のための措置の計画書を、平成15年3月17日までに熱海土木事務所に提出し、同事務所の承認を受けた上で当該措置を実施すること。

2 承認に附す条件

- (1) 防災工事実施の箇所は自己所有地のみとすること。
他者の所有地については、すみやかに土地所有者から工事実行の同意書を取得し、同意書添付の上、防災措置のための工事の計画書を熱海土木事務所へ提出し、承認を受けた後に実行すること。
- (2) 工事の着手に当たっては着手届を提出すること（様式自由）。
- (3) 工事完了後はすみやかに工事完了届（様式自由）を提出し、熱海土木事務所の検査を受けること。
- (4) 開発行為の工事に準じ、工事の施工状況を示す写真及び図書を整備すること。
- (5) 都市計画法第82条第1項の規定に基づき、工事の実施中に立入検査を実施することがある。

担当 都市計画課
電話番号 0557-82-9186
FAX 0557-82-9110